慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民法二二〕意思表示の到達時期 (昭和三六年四月二〇日最高裁一小廷判決)
Sub Title	
Author	内池, 慶四郎(Uchiike, Keishirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1961
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.34, No.10 (1961. 10) ,p.98- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19611015-0098

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔民法　二二〕意思表示の到達時期

（昭和三六年四月二〇日最高裁一小廷判決　昭和三三年（オ）第三一五號建物收去土地明渡事件　判例時報二五八號二〇頁）

【判示事項】支拂催告の効力は、受領權限ある者の支配圏内に催告書がおかれた時に發生し、受領權限ある者の受領あるいは了知を必要としない。

【參照條文】民法九七條

【事實】上告會社Xの使用人であるAは、被上告會社Yの事務室においてY社の代表取締役であるBの娘Cに對し、同社あての延滯賃料の支拂請求書（催告書）を交付した。

當時Bは不在であり、娘CもY社の使用人ではなく、Aが來社の際にたまたまY社に遊びに來ていただけであつて、Bより別段に事務處理の依頼を受けていたわけではない。

CはAの持參した送達簿にBの机上にあつたBの印を勝手に押して當該催告書を受取つてBの机の中に入れたまま、Y社の社員にも告げなかつたので、後になつてX社よりY社に對して契約を解除する旨の書面が來るに及んで、Y社では前記の催告書が來ていることを知つたものである。

原審である大阪高裁は、催告書が受領權限のないCに交付されたので未だY社がその内容を了知出來る狀態におかれたものとはいえないこと、及び契約解除の意思表示がなされるまでY社においてその催告を了知しなかつたことを理由として催告の到達を否定し、右催告は契約解除の前提としての効力を有しないものと判示した。

X社より原判決は民法九七條に「到達」の意味を誤つて解釋した違法があるとして上告。

【判旨】原判決破棄。

（理由）隔地者間の意思表示に準ずべき右催告は民法九七條により到達することによつて効力を生ずべきものであり、ここに到達とは右會社の代表取締役ないしは同人から受領の權限を付與されてい

た者によつて受領され或は了知されることを要するの謂ではなく、それらの者にとつて了知可能の狀態におかれたことを意味するものと解すべく、換言すれば意思表示の書面がそれらの者のいわゆる勢力範圍（支配圏）内におかれることを以て足るものと解すべきである（昭和六年二月一四日、同九年一一月二六日、同一一年二月一四日、同一七年一一月二八日の各大審院判決參照）。

原判決の確定した事實の推移にかんがみれば、Cはたまたま右事務室に居合せたもので、右催告書を受領する權限もなく、その内容も知らず、且つ會社の社員に何ら告げることがなかつたとしても、右催告書はBの了知可能の狀態におかれたもの、勢力範圍に入つたものと認めていささかも妨げなく、從つてこのような場合こそは民法九七條にいう到達があつたものと解するを相當とする。

【評釋】 判旨に對して、私は疑問を持つ。

催告が債務者に債務の履行を促がす意思の通知であつて、その効力發生の時期が隔地者に對する意思表示の効力に關する民法九七條の準用により定められることはいうまでもない。そこでここでも、民法九七條が隔地者に對する意思表示の効力發生の時點としている「到達」の意味が問題となる。上告理由中に引用されている昭和一一年二月一四日の大審院判決（民集一五八頁）は、到達とは「事物普通ノ順序ニ從ヘバ相手方ニ於テ其ノ内容ヲ了知スルヲ得ル狀態ニマデ意思表示ヲ置クコト、換言スレバ、已ニ其ノ狀態ニ置カレタル以上相手方ニ於テ早晩之ヲ了知スルコトハ一般取引ノ通例上期シテ之ヲ待ツニ足ルコト」であつて、一相手方ヲシテ意思表示ノ内容ヲ了知セシムベク表意者ノ側トシテ常識上爲スベキコトヲ爲シ了リタル時一に意思表示は相手方に到達するものとして宛名人の内縁の妻が通知受領を拒絶した事例について到達を肯定している。その他明治四五年三月一三日（民錄九三頁）、大正六年三月一九日（民錄八四頁）、昭和九年一一月二六日（新聞三七九〇號一二頁）、昭和九年一〇月二四日（新聞三七七三號一七頁）等の各大審院判決は、現實に相手方が了知せずとも、同居の親族、留守宅の家族その他一般取引の觀念から見て相手方のために其書面を受領すべき機關たる者に通知が手交された場合に、通知の到達があつたものと認めている。

かような判例の見解は學說も一般にこれを支持しており（前記昭和一一年の判決に對する山中教授・判例民事法昭和一一年度四五頁、末川博士・民商法雜誌四卷一號二〇四頁、和田博士・新報四六卷七號一五六頁等の贊成評釋參照）、到達主義の立場からは、通常の過程より了知可能であり取引慣行上了知が一般に期待される範圍＝いわゆる客觀的支配圏内＝に通知がおかれた場合には到達があつたものとしている（鳩山・法律行爲乃至時効一九八頁、今泉・新民法總則三〇六頁等）。

かような判例學說を引いて上告論旨は原判決を批判するのであるが、その論點は次の三個に要約される。

(1)原判決が了知主義の立場にたつか到達主義の立場にたつか曖昧なこと。

(2)上告會社は表意者として常識上なすべきことをなし終つていること。

(3)相手方會社の事務所において催告書が暗默の内に事務の補佐が認められていた代表取締役の娘に受領されたこと、及び數日にわたつて同書面が代表取締役の机の抽斗に保管されたことは、相手方會社に同書面による通知を了知し得べき狀態が生じたことを意味する。

本判決はこの上告を容れて催告の到達を肯定したものであるが、その判決理由において了知可能の狀態を意思表示の書面が相手方の支配圏内におかれることと說いている點が注意をひく。了知可能性を支配圏と言換えただけならば言葉の問題でしかないが、意思表示の性質からして、到達＝了知可能性の意味をより正確に捕えるには、この支配圏という構成は一つの興味ある問題を提供するからである。

上告論旨の(1)、すなわち了知主義と到達主義との關係については民法が到達主義を採ることはいうまでもないけれども、到達主義というのもそれほど判然とした內容を持つ言葉ではないのであつて、相手方の了知を本來の目的とする意思、觀念の表示行爲の特質や表意者、相手方間の負擔の均衡という要請から、どの程度の了知可能性をもつて到達というかは、可成りにデリケートな問題である。原審のやや漠然たる表現には、むしろこの點の解決の困難さが讀みとれるのであつて、上告論旨はこの點についてはわかり切つたことを言つているだけで特に問題とはならない（民法が意思表示の効力の發生する時點として到達時を採つたのは、了知を要求することにより相手方の惡意・怠慢から發効時點が左右される危險を避けると同時に、了知という內心的事實を表意者側から立證することが困難となることを救濟するという政策的理由に基くのであつて、到達というも實は了知の法的推定として扱われているのである。岡松・民法理由總則物權編二一〇頁）。

上告理由の第二點、このような場合に上告會社としては常識上なすべきことを全てなし終つているから、この上何をしろと云うのか、と云う原判決に對する批判も、常識論としては一應首肯されるようであるが、到達主義は、相手方にとつて了知が一般に期待される程度の狀態に通知を置くまでは、通知者の側に於て一切の危險を負擔することなのだから、通知者の側からのみ問題を捕えて、なすべきことはなし終つたから到達があつたというのは論理が逆であり、到達の意味を不明瞭とする。結局この點の解決は上告理由の第三點すなわち到達と云うに足る了知可能性の有無にかかつているのであ

り、民法はむしろ通知が到達しなければ、通知者はなすべきことを全てなし終えたとは云えぬとの評價を與えているのである。

上告論旨は、この點では、到達の有無の問題と、到達が何人かの行爲により妨げられた場合に誰が如何なる責任を負うかという問題とを混同している嫌いがある。

郵便受に入れられた通知さえ到達するのに、代表取締役の娘に受領され、代表取締役の机に數日も保管されていてまだ到達したと云えぬのでは常識に反するという上告理由は、本件の最大の問題點であり、本判決に對する疑義もこの點にある。

會社が法人として受領能力あることは、いうまでもないが、會社のいかなる機關が受領權能を有するかが、ここで問題となる。受領權能あるものに了知が一般に期待される狀態に通知が置かれて、はじめて到達が完成するのであり、支配圈と云うも、かかる意味で通知內容を了知し得るための通知の支配であつて、物理的な意味での通知書面の支配ではない。從えば庭に投入された通知書は到達したものとは云えないし、郵便受に通知書が投入された場合にも、到達の時期は書面の占有が相手方に移つた時期（投入時）と一致するものではなく、當該通知の了知が一般に期待される時期と考えられる（深夜に通知書が投入された場合は到達は翌朝となる。民法九七條と同旨のドイツ民法一三〇條の解釋としても、書面の占有取得と通知の到達とを區別する立場が支配的である。Enneccerus-Nipperdey, Lehrb. I. 2. 14 Auflage S. 666）。從つてまた、相手方が理由なく通知の受領を拒んだ場合には、書面の占有は移轉せぬに不拘、通知は到達し得ることになる（前記昭和九年、昭和一一年の各大審院判決は故意に通知受領を拒絕した場合に到達を認めた事例である）。

本件の事案でも、受領權限のない者が事務室で受取つたというだけでは、會社が受領したことにならないのはもとより、會社側が知らない間に取締役の机の中に通知書が放置されていた場合には、了知可能性が一般に期待出來ないのであつて、未だ到達したものとは見れないのではないか。從つて本判旨が通知の到達を認めるためには、漠然と通知が了知可能の狀態に置かれたことを指示するだけでは不充分であり、受領者と會社との間の事實的支配關係あるいは通知書の置かれた狀況と會社側の了知の期待可能性との關係についての論證が必要であつたと思われる。

前にもふれたように、相手方の妨害によつて通知の到達が遲延あるいは阻止された場合の効果は、一つの問題であるが、本件のように通知が後に了知された場合には、通知の効果は本來この了知の時に生ずるものと考えられる。ただし、この効果發生の遲延が專ら相手方の事情に基く場合には、相手方において催告の遲延を主張する

ことは信義則に反するものとして許されないと見るのが妥當であろう。この場合に本判旨のように到達を擬制することは、不當に到達の觀念を擴張するもので贊成出來ない。

（内池慶四郎）

〔商法　一八〕清算中の會社の存續の有無

（昭和三三年八月三〇日長野地方飯田支部判決昭和三二（ワ）第一一號會社清算無効確認請求事件下級民集九巻八號一一七一頁）

【判示事項】一、計算書の承認についてかしがあるため清算結了登記のまつ消請求を認めた事例

二、殘餘財産の分配が終つていないのに形式上分配を終えたこととして清算結了登記を經由した場合と清算中の會社の存續の有無

【參照條文】商法一三四條、非訟事件手續法一七八條

【事實】Bの先代Aは、味噌醬油釀造業を創めて成功したが、はじめ實子がなかつたので實弟Dの二男Eを後繼者として養育していたところ、Bが妾腹に出生したので、Bを後繼者と定めた。老年になつて一族とくにまだ幼少のBの將來を案じたAは、昭和七年一月一日合名會社M店（被告會社の前身）を創立、存立期限は昭和二六年一二月三一日迄二〇ヶ年とし、社員はA、C（Bの同腹の兄）、E、F（E同腹の弟）、他二名の六人とし、自ら七〇％の持分を握つて代表社員となつた。昭和八年A死亡後、新たにD、原告、G達は、いずれもAの持分の一部を讓り受けて他四名とともに社員となつた。よつて社員の構成が變り、事業の代表者はDとなつたが、その頃年少のBの後見役を故Aから託されていた後見人Cが、故人の晩年に會社から身を退くことになり、更にBが原告の娘を妻に迎えるに至つて、E、B兩人の外戚としての原告の發言權は頓に增大していつた。

BはDが宗教法人Iの同人となつていたことから同じ道を歩むようになり、殊に終戰後B、D兩人が關係したT株式會社の經營上の融資をその外郭團體に仰いだことから一層その關係を深め、兩人が所有する一切の財物を同外郭團體に寄附する趣旨のS文書をその宗教法人に差し入れ、又同會社の經營上のことから接觸したKの人物に傾倒するところがあつた。B、DはT株式會社經營中は事實上被告會社の經營から遠ざかつており、その業務は代表社員であつたE